

## 会誌記事の複製要求に関するお願い

2019年7月10日  
一般社団法人 情報科学技術協会

このご通知は、会誌『情報の科学と技術』の第57巻第1号（2007年1月発行）から第67巻第12号（2017年12月発行）までに掲載された記事の著者の方々に対し、記事の「紙面から紙面への複製」の許諾についてご了解をいただくものです。

『情報の科学と技術』では、第57巻（2007年発行）以降、掲載記事の著作権は著者に帰属するとしております（それ以前は著者から協会に著作権が譲渡されてきました）。そして、著作権のある部分を協会が使用できるよう、規定で定めております。

2018年4月1日に行った『『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き』（以下「原稿執筆の手引き」と略）の改定において、その「5. 著作権」の項に、第68巻第1号（2018年1月発行）以降の記事に適用する事項を定めました。その中で、「本誌に掲載された記事の紙面から紙面への複製を有料または無料で許諾する権利」を著者が当協会に許諾するという規定を新たに導入しました（「原稿執筆の手引き」5.2(3)）。民間企業等の第三者が会誌記事の複製を行おうとする際、個々の著者にその許諾を求めるのは、要求する側と著者側の両方にとって煩雑になりますので、協会が許諾の手続きを代行することによりその煩雑さを避けることが、この改定の意図するところです。

しかしながら、この改定を過去の記事に遡って適用することはできませんので、第57巻第1号（2007年1月発行）から第67巻第12号（2017年12月発行）までの掲載記事については、この「紙面から紙面への複製を許諾する権利」は、相変わらず個々の著者が保持しています（「原稿執筆の手引き」5.5でそのように定めております）。このため、今後、該当する記事について第三者から複製の要求があった場合、以下のように対処したいと思いますので、ご了解をお願いします。

### (1) 著者に複製の要求があった場合

著者自身で適当な条件を示して許諾（あるいは拒絶）されることは自由ですが、ご自身の判断が難しいと思われる場合は、許諾を協会に委任するので協会に要求してほしい旨を、要求者にお伝え下さい。

### (2) 協会に複製の要求があった場合

第68巻第1号（2018年1月発行）以降の記事と同様、協会に許諾の権利を委任されていると見なして協会が対応します。

以上につき、ご質問、ご意見があれば下記問い合わせ先をお願いします。なお、会誌の著作権に関する規定は、協会の会誌ホームページ<<https://www.infosta.or.jp/journal-top/>>から下記をクリックしてご覧下さい。

- ・「[『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き（2018年4月1日改訂）](#)」：2018年1月以降の記事に適用（著作権の関する規定は5. です）
- ・「[著作権規程（2007年1月から2017年12月までの記事に適用）](#)」

問い合わせ先：一般社団法人情報科学技術協会  
<https://pro.form-mailer.jp/fms/863fa145103279>